

広島県告示第千六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和二年十月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三次市三和町敷名字市場四七三八番一地先から 三次市三和町上板木字小原田六一三番一地先まで	一三・八〇〇 二二・二〇〇	七・〇〇〇 四・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)  延長 (メートル)
	三二〇・〇〇〇	三二〇・〇〇〇	
	拡幅		